

長野市監査委員告示第14号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成28年12月27日

長野市監査委員

同

同

同

鈴木 栄 一

小澤 輝 彦

岡田 荘 史

塩入 学

措置の通知書

平成 28 年度 随時監査（工事監査・前期）（28 監査第 111 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>1 計画について</p> <p>(1) 農道の拡幅改良の計画に関し注意すべきもの</p> <p style="text-align: right;">(報告書 3 ページ)</p> <p>下氷鉋地区からの要望による農道改良工事において、道路幅員が一定の整備基準を満たしていない事例があった。</p> <p>平成 26 年 4 月に改訂された「土木関係事業の要望に関するガイドブック:長野市」(以下「ガイドブック」という。)の「農道の新設や拡幅改良を計画する場合」によると、道路計画幅員の考え方は、舗装幅員 2.5m を基本とし、その外側に路肩として最低 0.25m 以上必要としており、最低でも全幅員 3m 以上が基準とされている。</p> <p>当農道改良工事は、市有地内で道路幅員が一定の整備基準を満たすように拡幅計画を行っているが、用水路の幅を当初より大きくする必要が生じ、市有地内での一部の路肩が 0.25m 以上確保されていないものである。</p> <p>ガイドブックは、地域の土木関係工事の要望事項を事業化する際の基準や、実施箇所を決定する際の市の考え方が記載されており、また地域の要望を取りまとめるための参考資料となっていることから、整備基準等を逸脱して整備を実施することにより、市の土木行政に対して市民が不信感を抱くおそれがある。</p> <p>今後は、ガイドブックの統一した整備基準のもと、事業化及び工事実施に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(農業土木課)</p>	<p>新設や拡幅改良を計画する場合の路肩幅員の考え方について課内会議で検討した結果、「土木関係事業の要望に関するガイドブック」を平成 28 年 8 月 12 日付けで改定を行い統一を図った。また、今後は同ガイドブックの基準により事業化することを周知徹底した。</p> <p style="text-align: right;">(農業土木課)</p>

措置の通知書

平成 28 年度 随時監査（工事監査・前期）(28 監査第 111 号) 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>2 積算について</p> <p>(1) 機械損料の算出に関し注意すべきもの (報告書 4 ページ)</p> <p>篠ノ井地区の道路築造工事において、豪雪地域で無いにもかかわらず、誤って豪雪地域の機械損料が算出されていた事例があった。 (市街地整備課)</p> <p>(2) 設計単価に関し注意すべきもの (報告書 4 ページ)</p> <p>信州新町地区の道路防災工事において、設計単価を誤った事例があった。 当該工事は、設計単価を確定させるため、複数事業者から見積徴取を行い、その見積価格から算出した額を設計単価としている。しかし、設計書へ転記する際に、設計単価を誤ったものである。 (信州新町支所)</p> <p>(3) 必要なアスカーブ設置工の積算計上に関し注意すべきもの (報告書 5 ページ)</p> <p>松代地区の道路改良工事において、必要なアスカーブ設置工が積算計上されていない事例があった。 アスカーブ設置工については、設置する図面があり、写真及び現場実査により、しゅん工を確認したが、アスカーブ設置工が設計書に積算計上されていないなかったものである。 (道路課)</p>	<p>指摘事項については、単純な判断誤りが原因であったため、設計書の回付時に審査表を添付し決裁をとることによって、照査体制の強化をして改善を図った。 (工事設計書照査チェックリスト作成及び担当職員への改善指示等の措置実施日：平成 28 年 10 月 20 日) (市街地整備課)</p> <p>設計単価の誤りについては、設計書作成時の単価の転記誤りと単価決定資料を設計書に添付していなかったことによる原因であったため、正しい単価に改正し、変更契約(平成 28 年 7 月 11 日)によって、設計図書を修正することで改善を図った。 現在は、設計書への単価決定表及び見積書等の根拠資料の添付、複数職員によるチェック体制強化により再発防止の徹底を図っている。 (信州新町支所)</p> <p>必要なアスカーブ設置工が積算計上されていないことについては、設計積算時において、計上したという担当者の思い込みや第三者による設計書の確認不足による原因であったため、今後は担当外の職員による二重チェック体制と H28.9.21 第 5 回係長会議で監査指摘事項と再発防止について周知徹底を図った。 (道路課)</p>

措置の通知書

平成 28 年度 随時監査（工事監査・前期）（28 監査第 111 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>3 施工について 現場の安全管理に関し注意すべきもの (報告書 5 ページ)</p> <p>戸隠地区の側溝整備の小規模工事において、作業員がヘルメットを正しく着用していない事例があった。</p> <p>当該工事のしゅん工写真を確認したところ、ヘルメットは着用していたが、あご紐を締めていない写真が多数添付されていた。</p> <p>あご紐を適正に締めることにより、衝撃を受けた場合、あるいは転倒等した場合に、ヘルメットの脱落等を防ぐことができ、重大な頭部損傷などの、事故から身を守ることにつながるものである。</p> <p>施工業者へ安全に配慮した施工を指導されたい。</p> <p>(戸隠支所)</p> <p>第 6 意見 建設工事に係る設計図書の誤りについて (報告書 6 ページ)</p> <p>市の発注した土木工事において、設計図書の誤りによる契約解除及び契約解除協議中の事例が発生していることについて意見を申し上げる。</p> <p>設計図書の誤りは、積算システム入力条件確認不足、単価入力誤りにより発生したものであり、その主な原因は、担当者が積算システムの変更に対応できていなかったこと及び決裁権者の最終確認漏れである。</p> <p>設計図書の誤りによる契約解除は、市民や事業者からの入札及び契約事務への信頼を著しく損なうばかりか、事業の遅延によって市民生活へも影響が及ぶものである。</p> <p>再発防止に向け、過去の同様な事例についても検証を行い、職員一人一人が常に適正な積算ができるよう研さんするとともに、各所属においても改めて設計図書等のチェック方法を検証し、設計図書の誤りが起こらない管理・チェック体制の構築に努められたい。</p> <p>(道路課・上下水道局水道整備課)</p>	<p>指摘を受けたヘルメットの正しい着用については、事故防止の観点から、工事現場では常識の範囲であるため、管内事業者へ本年 8 月に安全管理の徹底を周知した。</p> <p>また、職員に対しても現場立会い等の際には、安全管理について現場指導するように改善を図った。</p> <p>(戸隠支所)</p> <p>設計図書の誤りに関する原因および経過は、意見のとおりで、この結果が大きな影響を与えたことを重く受け止め再発防止に努めている。</p> <p>再発防止策については、まず、研修会を開催し今回の事象について検証するとともに積算業務に関する研修を実施した。</p> <p>また、チェック体制の強化としてチェックリストやチェック方法などの見直しを行い、あわせて積算誤り等について部局を越えた情報の共有化にも努めている。</p> <p>今後も、研修の開催や講習会への参加を継続的に実施し、再発防止に努めていく。</p> <p>(道路課)</p> <p>(次頁に続く)</p>

措置の通知書

平成 28 年度 随時監査（工事監査・前期）(28 監査第 111 号) 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
(指摘事項)	<p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>当課では今後の設計誤りを防止するため以下のとおり改善を実施した。(平成 28 年 9 月末までに実施済み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積算システムの改善により施工パッケージ型積算の単価表における入力単位を表示 ・設計書照査用チェックリストの内容の見直し及び照査者の追加 ・主要工種条件表(施工パッケージ型)、単価一覧表等の照査用調書の新たな策定 ・7 月 7 日に上下水道局技術系職員対象で、違算防止に関する研修会を実施 ・特記仕様書の見直しにより、設計書での不明瞭な部分については特記仕様書に条件を明示 ・公告及び公募日前までに設計書照査用チェックリストにより設計書の再チェックを実施 ・設計における問題点を発見した場合、速やかに課内協議を行い設計条件の統一、問題の解消を図る。 <p>以上のほか、今後も更なる再発防止に努める。 (上下水道局水道整備課)</p>